

津島市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

(後期計画) に定める取組の実施状況の公表について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 19 条第 6 項の規定に基づく実施状況の公表については、以下のとおりです。

1 女性職員の評価・登用について

(1) 令和 7 年度までに、消防本部における女性消防吏員を複数人とする。

消防本部における女性消防吏員数

年度	消防吏員数	【再掲】 女性消防吏員数	消防吏員に占める 女性の割合
令和 7 年度	7 5 人	2 人	2. 7 %

2 仕事と家庭の両立について

(1) 令和 7 年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を 30%以上にする。

育児休業を取得する男性職員の割合※

年度	配偶者出産者数	育休取得者数	取得率
令和 7 年度	1 1 人	5 人	4 5. 5 %

※各年度毎に新たに育児休業が取得可能となった職員のみ計上

(2) 令和 7 年度までに、男性の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の 5 日以上の取得割合を 100%以上にする。

男性の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の 5 日以上の取得割合

年度	配偶者出産者数	配偶者出産休暇及び 育児参加休暇の 5 日以上の取得者数	取得率
令和 7 年度	1 1 人	8 人	7 2. 7 %

3 行動計画の取組状況

- ・総務省消防庁が運営する全国の女性消防吏員の採用・活躍を推進するためのポータルサイト「女性消防吏員の活躍推進のためのポータルサイト」へ消防本部の採用情報を掲載した。
- ・男性職員を対象とした育児に関する各種制度の情報を、電子掲示板で常時閲覧できる状態にした。